

告 示

埼玉県告示第九十七号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第十号）附則第七項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）第二十八条第一項の規定により、土砂搬入禁止区域を次のとおり指定した。

令和八年二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 土砂の搬入を禁止する期間

令和八年二月十一日から同年八月十日まで

二 土砂の搬入を禁止する土地の区域

埼玉県秩父市田村字上ノ台七百八十八番一、七百八十九番一、七百八十九番二、八百二十六番、八百二十七番、八百二十八番二、八百二十九番、八百三十四番四、八百三十六番一、八百三十六番二、八百三十六番三、八百三十六番十七、八百三十八番、八百三十九番一、八百三十九番二、八百三十九番三、八百三十九番四、八百四十四番、八百四十五番、八百四十六番一、八百四十六番二、八百四十七番一、八百四十七番二、八百四十八番、八百四十九番及び八百五十番、同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台八百三十九番一地先から同字上ノ台八百四十九番地先までの道路敷並びに同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台七百八十九番一地先から同字上ノ台八百四十七番一地先までの水路敷並びに同字諏訪平千八百三番の土地